

○令和3管理年度知事管理漁獲可能量について

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、令和2年12月25日公表のさんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和3管理年度における同条第1に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年6月23日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前																	
<p>さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和3管理年度（令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 さんま</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>18,300</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td><u>18,300</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道さんま漁業</td> <td><u>17,800</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道さんまを漁獲する その他漁業</td> <td>現行水準</td> </tr> </tbody> </table>		知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>18,300</u> トン	北海道さんま漁業	<u>17,800</u> トン	北海道さんまを漁獲する その他漁業	現行水準	<p>さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和3管理年度（令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 さんま</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>27,600</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td><u>27,600</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道さんま漁業</td> <td><u>26,800</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道さんまを漁獲する その他漁業</td> <td>現行水準</td> </tr> </tbody> </table>		知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>27,600</u> トン	北海道さんま漁業	<u>26,800</u> トン	北海道さんまを漁獲する その他漁業	現行水準
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																		
北海道漁獲可能量	<u>18,300</u> トン																		
北海道さんま漁業	<u>17,800</u> トン																		
北海道さんまを漁獲する その他漁業	現行水準																		
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																		
北海道漁獲可能量	<u>27,600</u> トン																		
北海道さんま漁業	<u>26,800</u> トン																		
北海道さんまを漁獲する その他漁業	現行水準																		
第二～第三（略）		第二～第三（略）																	